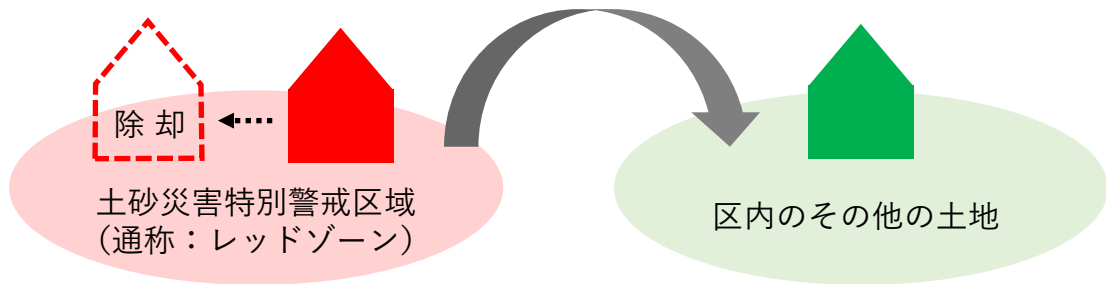


土砂災害特別警戒区域からの 住宅移転を支援します

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金

② 引越費用等の助成



① 除却費の助成

③ 建設助成費の助成 (融資を受ける場合の利子相当額)

■ 目 的

- 土砂災害から区民の生命の安全を確保するため、土砂災害特別警戒区域に建てられている住宅の移転費用の一部を補助します

■対象区域

- 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）
- 指定有無は、区ホームページ（ページID：598）などで確認できます

/ ページIDから探す

Q 598

検索

■補助金額

区 分	内 容	限 度 額
① 除却費	住宅の除却費	国の定める限度額 (延床面積 1 m ² あたり)
② 引越費用等	引越費用、仮住居費等	9 7 万 5 千円
③ 建設助成費	住宅の建設・購入・改修にかかる費用について、金融機関等から融資を受ける場合の利子相当額 (年利率8.5%を限度とする)	4 2 1 万円 (建物： 3 2 5 万円) (土地： 9 6 万円)

- ①・②のみの利用も可能（移転先住宅が賃貸で③が発生しない場合など）

■申請対象者

- 補助対象住宅（裏面参照）の所有者（共有の場合は、共有者全員の同意が必要）
(注) 法人が所有する住宅は、対象となりません
(注) 業として宅地建物取引を行う方は、対象となりません

詳しい要件や問い合わせ先など裏面へ続く

■ 補助対象住宅（既存住宅）

- 区域に指定される前から建てられている既存不適格住宅
- 建築後に発生した大規模地震などにより、建築基準法等に基づく是正勧告等を受けた住宅

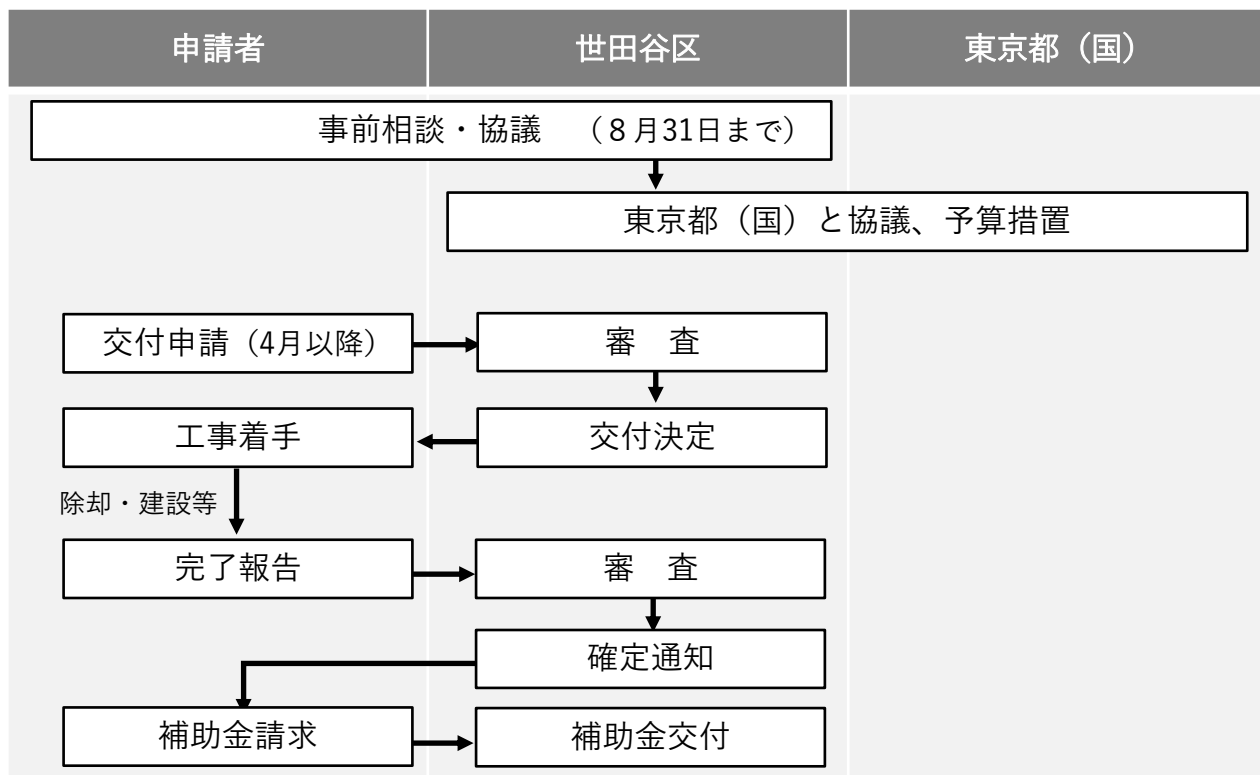
■ 移転先住宅の要件

- 土砂災害特別警戒区域外にあること
- 省エネ基準※に適合すること
※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準
- 過去3年間に災害救助法の適用を受けた区域内の既存不適格住宅等ではないこと

■ 注意事項

- 利用を検討している方は、お早めに事前相談・協議をお願いします
- 当該補助金は、国や東京都の補助事業を活用するため、国や東京都との協議が必要のため、事前相談・協議から申請書提出までに期間を要します
- 移転を行う前年度の8月31日までに事前相談・協議をお願いします
- 補助対象住宅の除却や移転先住宅の建設等は、申請書の提出と同一年度に完了する必要があります
- 交付申請は、補助対象住宅の除却や移転先住宅の建設等の契約を行う前に実施する必要があります

■ 申請の流れ（概要）



《 問い合わせ先 》

世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 宅地防災促進担当

【連絡先】 電話 03-6432-7158 FAX 03-6432-7982

【窓口】 二子玉川分庁舎 A棟2階 A22